

三原市告示第 1 1 5 - 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 2 6 年 8 月 2 0 日

三原市長 天 満 祥 典

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス宮浦店
三原市宮浦六丁目 1 7 番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 2 7 年 4 月 1 9 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 2 8 8 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 5 0 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 1 8 台
 - (3) 荷さばき施設位置及びの面積
建物南西側 3 6 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南東側 1 3 . 4 8 m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時00分

閉店時刻 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地南西側2箇所

建物敷地南東側1箇所

建物敷地北西側1箇所 合計4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

7 届出年月日

平成26年8月18日

8 届出及び添付書類の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所5階）

9 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成26年8月20日から平成26年12月20日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

10 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成26年12月20日

三原市経済部商工振興課